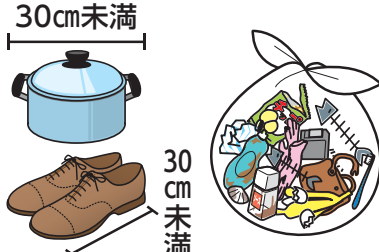
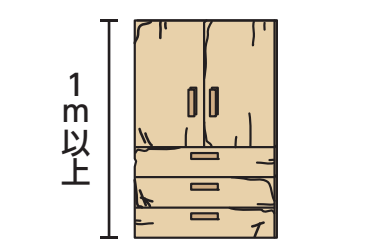
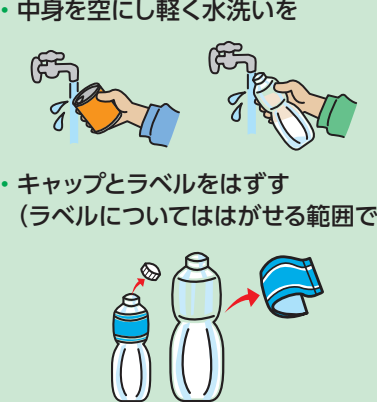
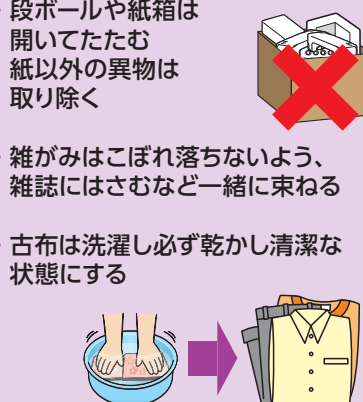
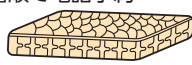
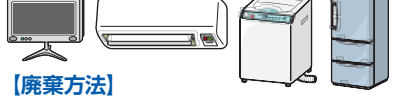
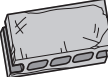


分 類	資 源 物		ご み		
	(資源物は地域の 集団回収 へ優先的に出してください)		(ごみは品目ではなく集積場所に出すときの 大きさ で分別が決まります)		
集積場所	資源物や各ごみについて、どちらの集積場所をご利用になるかは地域でご確認ください。				
分 別	缶・びん・ペットボトル	古 紙 ・ 古 布	普 通 ご み	粗大ごみ小型	粗大ごみ大型
収集回数	月 2 回	月 1 回	週 2 回	月 1 回	月 1 回
収集日	・ 回目の 曜日	回目の 曜日	・ 曜日	回目の 曜日	回目の 曜日
ど ん な も の					
	・ 飲食物の缶 (ペット用含む) ・ 飲食物または化粧品のびん ・ 飲食品容器で、マークが表示されているもの	・ 新聞(折込チラシ含む) ・ 雑誌 ・ 雑がみ(食料・日用品の紙箱や包装紙、封筒など) ・ 段ボール・紙パック ・ 衣服、タオルなどの布類	・ たて・よこ・高さの1番長いところが30cm未満のごみ (1家庭1回につき3袋まで)	・ たて・よこ・高さの1番長いところが30cm以上1m未満のごみ (1家庭1回につき3点まで)	・ たて・よこ・高さの1番長いところが1m以上のごみ (ただしいずれか一辺が1m未満でなければ収集できません) (1家庭1回につき3点まで)
出 す 前 は	・ 中身を空にし軽く水洗いを ・ キャップとラベルをはずす (ラベルについてははがせる範囲で) 	・ 段ボールや紙箱は開いてたたむ紙以外の異物は取り除く ・ 雑がみはこぼれ落ちないように、雑誌にはさむなど一緒に束ねる ・ 古布は洗濯し必ず乾かし清潔な状態にする 			
	・ 缶・びん・ペットボトルをそれぞれ別々の中身が見える45ℓまでの透明袋に入れる ・ 袋の口をしっかりと結ぶ ・ 集積場所では、缶・びん・ペットボトルに仕分けして置く ・ びん回収箱を利用する際は、袋に入れず、回収箱からあふれないように入れる	・ 「新聞」・「雑誌・雑がみ」・「段ボール」の品目ごとに紐で十文字に結束する ・ 古布は中身が見える45ℓまでの透明袋に入れる ・ 集積場所では品目ごとに仕分けして置く	・ 普通ごみは中身が見える45ℓまでの透明袋に入れ、袋の口をしっかりと結ぶ ・ 粗大ごみ小型、粗大ごみ大型は、袋や段ボール箱などに入れず、そのまま出す ・ 一度に大量のごみを出す場合は臨時ごみの申込みを (詳細は臨時ごみ参照) ・ 次の品目は他のごみとは分け、貼紙をした上で集積場所内でもその貼紙が見えるようにして出す ◆ 割れたガラス類・陶器類・照明類、刃物 → 貼紙には「品目」を表示 ◆ カセットボンベ・スプレー缶類・使い捨てライター → 貼紙には「ガス抜き済み」と表示 ※使い切れないものについては、スポット収集 (左下欄参照) を利用 		

臨時ごみ	家電リサイクル法対象品目	パソコン	小型家電	水銀使用製品
①一度に大量に出るごみ 240円/10kg ②スプリング入りマットレス 800円/1枚 ・ ①、②ともに、申込時に、住所、氏名、電話番号、品目、個数、排出希望場所、収集希望日が必要 ・ 月曜日から金曜日収集で先着順で電話予約 ③自治会清掃等のごみ: 無料 ・ 事前に電話予約  水路等の清掃に伴う土砂 ・ 水路等の清掃に伴う土砂は下水道施設課まで	【どんなもの】 テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン(室内・室外機含む)  【廃棄方法】 ①持ち込み (要リサイクル料金) 郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引取場所に持ち込み ※高槻指定引取場所 大阪センコー運輸株式会社 高槻市芝生町1-51-2 ☎0120-319640 ②収集を依頼 (要リサイクル料金+収集運搬費) ・ 買替えまたは、以前に購入した店舗が分かる場合 ・ 買替えまたは購入した店舗に依頼 ・ どちらもわからない場合 ・ 近くの家電量販店に依頼・市に依頼	【どんなもの】 パソコン 標準添付品 (マウス、キーボード、液晶ディスプレイ、スピーカー、ケーブルなど)でパソコンと同時に排出されるもの  【廃棄方法】 ①宅配回収⇒詳細は小型家電参照 ②拠点回収⇒詳細は小型家電参照 ③メーカーに依頼 回収するメーカーがない場合は、パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685に問合せ	【どんなもの】 パソコンや携帯電話等の家電品全般 例: プリンター、スキャナー、ワープロなど  【廃棄方法】 ①宅配回収サービス 茨本市と協定締結しているリネットジャパンリサイクル(株)による宅配回収 詳細は☎0570-085-800まで問い合わせるか、 リネットジャパン 検索 で検索を ②拠点回収 回収ボックスの投入口 (35cm×20cm) に入る家電製品全般 ボックス設置施設は下記参照 ③ごみとして排出 宅配回収でも拠点回収でも出すことが難しい場合は、大きさに判断しごみとして出す (パソコンは不可)	【どんなもの】 蛍光管、電池、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計  【廃棄方法】 ①拠点回収 ボックス設置施設は下記参照 ※注意 蛍光管は購入時の箱などに入れて出す 割れたものは回収不可 電池は必ず絶縁処理を (電極をテープで巻くなど) ②ごみとして排出 拠点回収への持参が難しい場合などは、大きさに応じてごみとして出す (購入時の箱などに入れて出す)
事業系ごみ				
【どんなもの】 あらゆる事業活動によって生じたごみ 業者請負による個人宅の剪定や家財の入替などによるものも事業系ごみに含まれる ※注意 事業系ごみは種類や量の多少に関わらず、家庭ごみの集積場所に出せない 【処分方法】 ●事業系一般廃棄物 (産業廃棄物以外の事業系ごみ) ①環境衛生センターに直接搬入 事前予約必要。詳細は環境事業課施設係まで ②茨本市の許可を受けた業者に委託 茨本市一般廃棄物収集運搬許可業者 (50音順) ㈱石原産業 (電話) 06-6392-3271 茨木環境保全㈱ (電話) 072-625-8121 北大阪清掃㈱ (電話) 06-6952-0355 都市クリエイト㈱ (電話) 072-681-0089 鷲尾商店㈱ (電話) 072-622-2173 ●産業廃棄物 ①大阪府の許可を受けた処理業者に委託				

【どんなもの】あらゆる事業活動によって生じたごみ 業者請負による個人宅の剪定や家財の入替などによるものも事業系ごみに含まれる ※注意 事業系ごみは種類や量の多少に関わらず、 家庭ごみの集積場所に出せない 【処分方法】 ●事業系一般廃棄物（産業廃棄物以外の事業系ごみ） ①環境衛生センターに直接搬入 事前予約必要。詳細は環境事業課施設係まで ②茨木市の許可を受けた業者に委託 茨木市一般廃棄物収集運搬許可業者（50音順） ㈱石原産業（電話）06-6392-3271 茨木環境保全㈱（電話）072-625-8121 北大阪清掃㈱（電話）06-6952-0355 都市クリエイト㈱（電話）072-681-0089 鷺尾商店㈱（電話）072-622-2173 ●産業廃棄物 ①大阪府の許可を受けた処理業者に委託	市では収集・処理できないごみ														
	 劇物・毒物  バッテリー  塗料  ガソリン・灯油  プロパンガスのボンベ  感染性廃棄物					 消火器  自動車  バイク									
	危険なもの										販売店や製造元などで回収するもの				
	 ブロック・コンクリート・石  ピアノ・エレクトーン  タイヤのホイールなどの自動車・オートバイの部品  金庫  電動マッサージチェア					 液体状のもの  土砂  汚物									
	頑強なもの										その他 処理に支障を及ぼすおそれがあるもの				
廃棄方法 販売店、メーカー、許可を持った専門の処理業者 などへ相談し、処理を依頼してください。					処理相談窓口 ◆消火器 ㈱消火器リサイクル推進センター 電話：03-5829-6773 ◆バイク 二輪車リサイクルコールセンター 電話：050-3000-0727										
スポット収集 中身を出し切ることが難しいものや不安なものは、スポット収集へ 【対象品目】スプレー缶・カセットガスボンベ・使い捨てライターなど 【内容】市職員による直接受取り 【実施施設及び日時】ホームページなどを参照					問い合わせ先										
					ごみの収集について 環境事業課 業務係 電話：072-634-0351					ごみの分別・啓発について 環境政策課 資源循環係 電話：072-620-1644					
					ごみの持込について 環境事業課 施設係 電話：072-634-1627										

ごみ収集日程表

年末年始のごみ収集日は市広報誌12月号等でお知らせします。

町 名	缶・びん ペットボトル	古紙・ 古布	普通ごみ	粗大ごみ 小型	粗大ごみ 大型
あ					
主原町	2・4金	4木	月・木	1金	3金
鮎川1～5丁目	1・3火	1木	月・木	2火	4火
安威1～4丁目	1・3水	3木	水・土	1月	3月
安威	1・3水	3木	水・土	1月	3月
粟生岩阪	2・4水	4木	水・土	1月	3月
い					
稲葉町	2・4金	4木	月・木	1金	3金
五十鈴町	2・4火	2月	月・木	1金	3金
岩倉町	1・3水	3木	月・木	2土	4土
五日市緑町	1・3水	1月	月・木	2金	4金
五日市1・2丁目	1・3金	3月	水・土	2月	4月
井口台	1・3水	1月	火・金	2水	4水
泉原	2・4水	4木	火・金	2水	4水
う					
宇野辺1・2丁目	2・4火	2木	火・金	2木	4木
丑寅1・2丁目	2・4水	4木	火・金	2木	4木
上野町	1・3金	3月	水・土	1月	3月
え					
永代町	1・3金	3月	月・木	2金	4金
駅前1・3丁目	1・3火	1木	月・木	2土	4土
駅前2・4丁目	2・4火	2木	月・木	1土	3土
お					
大手町	1・3火	1木	月・木	2金	4金
大住町	1・3火	1木	月・木	2金	4金
大池1・2丁目	2・4水	2月	火・金	1木	3木
小川町	1・3水	1月	月・木	2土	4土
太田1・2丁目	1・3金	3月	水・土	2月	4月
太田3丁目	1・3金	3月	水・土	2月	4月
太田東芝町	1・3金	3木	水・土	2月	4月
大岩	1・3水	4月	月・木	1水	3水
か					
片桐町	1・3金	3月	月・木	2金	4金
上泉町	1・3金	1月	月・木	2金	4金
上中条1・2丁目	2・4火	2木	月・木	1土	3土
春日1～3丁目	2・4金	4月	月・木	1土	3土
春日4丁目	2・4金	2木	月・木	1土	3土
春日5丁目	2・4金	4月	月・木	1土	3土
上穂積1～4丁目	1・3火	1木	月・木	2水	4水
上穂東町	2・4金	4月	月・木	1土	3土
学園南町	2・4金	4月	月・木	2火	4火
学園町	2・4金	4月	月・木	2火	4火
上郡1・2丁目	1・3水	3木	火・金	2水	4水
上音羽	2・4水	4木	火・金	2水	4水
き					
北春日丘1～4丁目	2・4水	2月	火・金	1水	3水
清阪	2・4水	4木	火・金	2水	4水
く					
蔵垣内1～3丁目	2・4火	4木	火・金	2木	4木
桑田町	2・4火	2月	月・木	1金	3金
車作	1・3水	4月	月・木	1水	3水
桑原	1・3水	4月	水・土	1月	3月
こ					
小柳町	2・4火	2木	火・金	1木	3木
郡1～5丁目	1・3水	3木	火・金	2水	4水
郡山1・2丁目	1・3水	1木	火・金	2水	4水
さ					
彩都あさぎ1～7丁目	1・3火	1木	月・木	1水	3水
彩都あかね	1・3火	1木	月・木	1水	3水
彩都はなだ1・2丁目	1・3火	1木	月・木	1水	3水
彩都もえぎ1丁目	1・3火	1木	月・木	1水	3水
彩都やまぶき1～5丁目	1・3火	1木	月・木	1水	3水
沢良宜浜1～3丁目	2・4金	4月	火・金	2木	4木
沢良宜西1～4丁目	2・4火	2木	火・金	2木	4木
沢良宜東町	1・3水	2月	火・金	1木	3木
佐保	2・4水	4木	水・土	1月	3月
道祖本	1・3水	1月	火・金	2水	4水
し					
新庄町	1・3火	1木	月・木	2金	4金
下中条町	1・3水	3木	月・木	2土	4土
新中条町	1・3水	3木	月・木	2土	4土

町 名	缶・びん ペットボトル	古紙・ 古布	普通ごみ	粗大ごみ 小型	粗大ごみ 大型
紫明園					
下穂積1～4丁目	2・4水	4木	火・金	2木	4木
庄1・2丁目	1・3火	3木	水・土	1木	3木
白川1・2丁目	2・4金	4月	水・土	2火	4火
白川3丁目	2・4火	2木	水・土	2火	4火
新堂1～3丁目	2・4金	4月	月・木	2火	4火
城の前町	1・3金	3月	水・土	2月	4月
新和町	2・4火	2木	火・金	1木	3木
島1～4丁目	2・4金	4月	火・金	2木	4木
新郡山1・2丁目	1・3金	1月	月・木	2水	4水
下井町	1・3水	3木	火・金	2水	4水
宿川原町	1・3水	1月	火・金	2水	4水
清水1・2丁目	1・3水	1月	水・土	1月	3月
宿久庄	1・3水	1月	水・土	1月	3月
宿久庄1～7丁目	1・3水	1月	水・土	1月	3月
生保	1・3水	4月	月・木	1水	3水
清水	1・3水	1月	水・土	1月	3月
下音羽	2・4水	4木	火・金	2水	4水
す					
末広町	2・4火	2月	月・木	1金	3金
せ					
千提寺	1・3水	4月	月・木	1水	3水
銭原	2・4水	4木	火・金	2水	4水
そ					
園田町	2・4金	4月	月・木	1金	3金
総持寺駅前町	1・3金	3月	水・土	1火	3火
総持寺1・2丁目	1・3金	3月	水・土	1火	3火
総持寺台	2・4金	4月	水・土	2火	4火
た					
竹橋町	1・3火	1木	月・木	2金	4金
大同町	2・4火	2月	月・木	1金	3金
田中町	1・3火	1月	月・木	2金	4金
玉瀬町	2・4火	2木	月・木	1火	3火
玉水町	1・3水	1木	火・金	1木	3木
玉櫛1・2丁目	1・3水	1月	火・金	1木	3木
高田町	1・3金	3月	水・土	2月	4月
玉島台	2・4金	4月	月・木	1火	3火
玉島1・2丁目	2・4火	4木	月・木	1火	3火
高浜町	2・4金	4月	火・金	2木	4木
大正町	2・4火	2木	火・金	2木	4木
大門寺	1・3水	4月	月・木	1水	3水
て					
寺田町	2・4火	2月	月・木	1金	3金
天王1・2丁目	2・4水	4木	火・金	2木	4木
と					
東宮町	1・3金	3月	月・木	2金	4金
戸伏町	1・3火	1木	月・木	2金	4金
十日市町	1・3水	3木	水・土	2月	4月
豊原町	1・3火	1木	水・土	1月	3月
豊川1～5丁目	1・3水	1月	火・金	2水	4水
な					
中村町	2・4火	2月	月・木	1金	3金
中津町	2・4金	4月	月・木	1金	3金
奈良町	1・3火	3木	月・木	2土	4土
中穂積1丁目	2・4水	2木	火・金	1月	3月
中穂積2・3丁目	2・4水	4月	火・金	1月	3月
並木町	2・4水	2月	火・金	1木	3木
中総持寺町	1・3金	3月	水・土	1火	3火
中河原町	1・3水	3木	火・金	2水	4水
長谷	2・4水	4木	火・金	2水	4水
に					
西中条町	1・3水	3木	月・木	2土	4土
西駅前町	2・4火	2木	月・木	1土	3土
西田中町	1・3火	1月	月・木	2金	4金
西河原1・2丁目	1・3金	3月	水・土	1火	3火
西河原3丁目	1・3金	3月	水・土	2月	4月
西穂積町	1・3水	3木	火・金	2水	4水
西河原北町	1・3金	3月	水・土	2月	4月
西太田町	1・3金	3月	水・土	2月	4月
西安威1・2丁目	1・3水	3木	水・土	1月	3月
西福井1～4丁目	1・3火	1木	水・土	1月	3月

町 名	缶・びん ペットボトル	古紙・ 古布	普通ごみ	粗大ごみ 小型	粗大ごみ 大型
西豊川町					
忍頂寺	1・3水	4月	月・木	1水	3水
の					
野々宮1・2丁目	2・4火	4木	火・金	1木	3木
は					
畑田町	1・3火	1月	月・木	2金	4金
橋の内1～3丁目	2・4金	4月	水・土	2火	4火
花園1・2丁目	1・3金	3月	水・土	2月	4月
ひ					
東中条町	1・3水	1月	月・木	2土	4土
東奈良1～3丁目	1・3水	3月	火・金	2土	4土
東太田1～4丁目	1・3金	3木	水・土	2月	4月
平田台	2・4金	4月	月・木	1火	3火
平田1・2丁目	1・3火	1木	月・木	2火	4火
東宇野辺町	2・4火	4木	火・金	2木	4木
東安威1・2丁目	1・3水	3木	水・土	1月	3月
東福井1～4丁目	1・3火	1木	水・土	1月	3月
東野々宮町	2・4金	4月	月・木	2火	4火
ふ					
双葉町	2・4金	2月	月・木	1金	3金
舟木町	2・4金	4木	月・木	1金	3金
藤の里1・2丁目	1・3水	1月	水・土	1月	3月
福井	1・3火	1木	水・土	1月	3月
へ					
別院町	1・3金	3月	月・木	2金	4金
ほ					
本町	1・3金	3月	月・木	2金	4金
星見町	2・4火	4木	月・木	1金	3金
穂積台	2・4火	2木	火・金	1水	3水
ま					
松ヶ本町	2・4火	2木	月・木	1土	3土
松下町	1・3火	1月	月・木	2金	4金
真砂1～3丁目	2・4火	2木	火・金	1木	3木
真砂玉島台	2・4火	2木	火・金	1木	3木
み					
宮元町	1・3金	3月	月・木	2金	4金
見付山1丁目	2・4金	4月	火・金	1水	3水
見付山2丁目	1・3水	1木	火・金	2水	4水
美沢町	1・3金	3月	火・金	2土	4土
水尾1～4丁目	2・4水	4木	火・金	1木	3木
三咲町	1・3金	3月	水・土	1火	3火
三島町	1・3火	1木	水・土	2月	4月
三島丘1・2丁目	1・3火	1木	水・土	2月	4月
南春日丘1～7丁目	2・4水	2月	火・金	1水	3水
南耳原1・2丁目	1・3金	3月	水・土	2月	4月
耳原1～3丁目	1・3金	3月	水・土	1月	3月
南安威1・2丁目	1・3水	1月	水・土	1月	3月
南安威3丁目	1・3水	3木	水・土	1月	3月
南清水町	1・3水	1月	火・金	2水	4水
南目垣1～3丁目	2・4金	4月	月・木	2火	4火
美穂ヶ丘	2・4水	2月	火・金	1水	3水
宮島1～3丁目	2・4金	4月	火・金	2木	4木
む					
室山1・2丁目	1・3火	1木	水・土	1月	3月
め					
目垣1～3丁目	2・4金	4月	月・木	2火	4火
も					
元町	1・3金	3月	月・木	2金	4金
や					
山手台1～3丁目	1・3水	1月	月・木	1火	3火
山手台4丁目(～5)	1・3水	1月	月・木	1火	3火
山手台4丁目(6～)	1・3水	1月	火・金	2月	4月
山手台5～7丁目	1・3水	1月	火・金	2月	4月
山手台東町	1・3水	4月	水・土	1月	3月
山手台新町1～3丁目	1・3水	4月	水・土	1月	3月
安元	1・3水	4月	月・木	1水	3水
よ					
横江1・2丁目	2・4金	4月	火・金	2木	4木
わ					
若草町	1・3火	3木	月・木	2土	4土
若園町	2・4水	4木	火・金	1木	3木

収 集 曜 日 の 考 え 方

	日	月	火	水	木	金	土
第1週目				1 1回目	2 1回目	3 1回目	4 1回目
第2週目	5 1回目	6 1回目	7 1回目	8 2回目	9 2回目	10 2回目	11 2回目
第3週目	12 2回目	13 2回目	14 2回目	15 3回目	16 3回目	17 3回目	18 3回目
第4週目	19 3回目	20 3回目	21 3回目	22 4回目	23 4回目	24 4回目	25 4回目
第5週目	26 4回目	27 4回目	28 4回目	29 5回目	30 5回目	31 5回目	

ごみ収集日は、資源物やごみを出されるごみ集積場所のある町名の該当する曜日となります。

缶・びん・ペットボトルの収集日が「1・3火」の地域の場合、1回目・3回目の火曜日という意味になりますから、左のカレンダーの場合、

1回目の火曜日の 7日 及び
3回目の火曜日の21日 が収集日となります。

※「1・3火」とは
1週目・3週目の火曜日の意味ではありません。
1週目ということになると、左のカレンダーのような場合、1週目の火曜日という日は存在しないため、収集日がなくなってしまうためです。

小型粗大・大型粗大、缶・びん・ペットボトル、古紙・古布の収集日は、すべて「その月の○回目の○曜日」という考え方です。
(○週目の○曜日という考え方ではありません。)